

知恵の樹

No. 198 2016. 1. 26

町田の図書館活動を
すすめる会

事務局：町田市森野 3-1-12 増山方
〒194-0022 FAX 042-722-1243

「図書館と共に」 静岡図書館友の会代表 田中文雄

「私の村には図書館があった。だから根っからの村娘だった母が小学校の先生になれたし、父も大学に入れた。一中略一町に住み始めた私の助けになったのは読書だった。町にいるときはずっと本を読み続け、夏休みに村に帰っても図書館で借りて読み続けた。朝から晩まで懐かしいクルミの木陰で、桜の木に登って、本をむさぼり読んだ。一中略-図書館の新作本の中に、ルーマニア語版『雪国』を発見した。読み始めたら止まらなかった」。

この引用はルーマニアで生まれ育ち、その後「雪国」の弘前に留学したイリナ・グリゴレさんの「生き物としての本」*からです。ここにはイリナさんが多感な少女時代を家族と共に自然の中で過ごしたルーマニアの故郷での日々が綺麗な日本語で生き生きと描かれています。この文章に私達運営委員は人と本との出会いの場である図書館の素晴らしさを再認識し、「一人でも多くの人達に図書館に来てもらいたい」という当会の日頃からの思いとも重なり、イリナさんに翌 2015 年の総会に記念講演をお願いしました。

さて当会は 2008 年に設立し、翌年より本格的に活動を始めました。設立の趣旨は全国の「友の会」と同様「図書館は『市民が豊かに生活するために欠くことのできない大切な存在であると考え、図書館について学び、図書館を広め、図書館を支える活動をする』」ことを目的とし、これらの実現のため、「図書館や図書館協議会と協働する」を重視しています。昨年は静岡市(2回目)に、一昨年は県に、図書館に対する提言書を提出しましたが、その際はともに市立と県立の図書館長に橋渡

しをお願いし市長と県教育長に直接手渡し、図書館に関する様々な話し合いができました。

市立図書館とは「フェスティバル」「セミナー」などを共催で行い、さらに 2010 年からは当会への会員からの寄付による「しずとも基金」により図書館への図書の寄贈を行い、6年間で 372 冊(約 360 万円分)に上りました。これからも、さらに「市民の図書館」として図書館が発展していけるのかを、私達は考え動き活動していこうと思っています。

また静岡市の図書館協議会は、静岡市が図書館に「指定管理者制度」を入れようとした動きの中で、協議会を傍聴する多くの市民と全国から寄せられた情報提供、激励などの「応援」を背に図書館と共に「図書館の運営は直営にすべきである」との報告書を提出。その結果、静岡市は図書館の指定管理を「一時凍結」としました。

この問題に取り組んできた「静岡市の図書館をよくする会」は「一時凍結」という不安定な状況を「監視」しつつ「市民の図書館」を考える活動を目指し 2008 年に「静岡図書館友の会」に発展解消しました。このような流れの中で私達は協議会の重要性を再認識し、市民の代表でもある委員のみなさんに、様々な図書館に関する情報を提供するなど協議会との「協働」を目指しています。

「静岡図書館友の会」は主として静岡市の図書館を「協働」の相手として行動していますが、県立も含め静岡県全域を視野に入れ、さらに全国の「友の会」と連携し、「市民の図書館」を考え、行動していきます。町田の皆さん、よろしく願いいたします。 ※『図書』所載(岩波書店・2014 年9月発行)

4. 指定管理者制度とは？

図書館は、地方自治法第 244 条で規定する「公の施設」(住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設)に当たる。同法第 244 条の 2 第 3 項は、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる」と規定している。

2003(平成 15)年 6 月に地方自治法が改訂され、指定管理者制度が定められた(同年 9 月から施行)が、管理を委ねることができる団体の範囲が従来の「公共団体又は公共的団体」などから営利法人(民間企業)を含む「法人その他の団体」に拡張された。

ここで「効果的に達成する」というのは、地方自治体が直接管理・運営するより、サービスの向上が見込まれることを意味する。例えば、「開館日や開館時間を拡大することや司書率の向上などをその理由にあげている場合があるが、それは直営でも可能なことであり、合理的な根拠とは言えない」と日本図書館協会は指摘している(日本図書館協会「公立図書館の指定管理者制度について」2005 年 8 月 4 日付、

http://www.jla.or.jp/Portals/0/html/kenkai/sitei_kanrisya.pdf)。

しかし、指定管理者制度を導入する地方自治体の動機は、サービス向上を謳い文句にしていながら、本音の部分では人件費の削減にある。ところが、公立図書館の場合、図書館法第 17 条で「入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」と規定しているため、指定管理者の創意工夫によって収入を得ることは難しい。つまり、図書館の指定管理者にとっての収入は、指定管理料だけである。つまり、利益の源泉は、殆どが人件費であるため、賃金を低く設

定して利益を得るしかない。

地方自治体が人件費を削減するために制度を導入した場合、指定管理料を低く設定することになり、指定管理者は、最低賃金すれすれの賃金設定にしなければ利益を得ることができないことになる。まさに官製ワーキングプアの温床と言えよう。

もちろん、図書館における指定管理者制度の問題点は、それだけにとどまらない。ポイントだけ列举すると、①図書館間の連携・協力やネットワーク化の整備が効果的に達成できない。②指定管理期間が短期(多くは 3~5 年)のため、安定した継続性の維持が困難である。③図書館業務に精通する自治体職員がいなくなる。④経済的な利益を生み出さない事業を積極的に展開することはない(一部の指定管理者が学校支援を積極的に行っているが、マークや図書の販売を見込んでのことである)。

そのために、図書館の指定管理者制度導入率はそれ程高くはない。全国の公立図書館 3,226 館のうち、2014 年度までに制度を導入したのは 430 館だが、直営に戻した館が 12 館あるため、実数は 418 館(13%弱)ということになる(日本図書館協会『日本の図書館一統計と名簿 2014』、日本図書館協会図書館政策企画委員会「図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について 2015 年調査(報告)」)。

日向咲嗣氏は、指定管理者制度の問題点を 5 点指摘している。①公募は必須でなく、トップダウンで決めやすい。②情報開示請求が困難になる。③住民監査請求もできない。④利益が出ないため周辺事業で儲けようとする。⑤行政のガバナンス(統治-引用者)が正常に機能しない(「ツタヤの CCC 運営の図書館、不可解な図書購入めぐり疑惑浮上! 在庫処分に利用? 訴訟に発展」Business Journal、2015.12.09)。

日向氏の指摘する④の周辺事業を展開し、図書館法第 17 条を逆手に取って儲けようとする指定

管理者が現れた。それがツタヤ図書館の指定管理者になっているカルチュア・コンビニエンス・クラブ(CCC)である。図書館法 17 条が「入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」と規定していても、それ以外の料金徴収を禁じていない点に目を付けたのである。蔦屋書店やスターバックスの併設がそれに当たる。もちろん、図書館の中に書店を併設することなど、公立図書館の在り方として正しい訳がない。図書館員は、本を貸出すことと、本を売ることの両方を仕事にすることになり、どちらに重点を置くべきか、悩むに違いない。

しかも、海老名市立中央図書館の場合は、CCC に便宜を図るため、図書館施設(教育財産)の目的外使用を認めただけでなく、巨額の公費を投じて大規模改修を行っている。昨年 12 月 24 日、市民 2 人が「海老名市長を相手取り、指定管理者(共同企業体)との基本協定を解約し、市が負担した図書館機能以外の改修費など約 5 億円を企業側に返還させるよう求める訴訟を横浜地裁に起こした」(2015 年 12 月 25 日、毎日新聞電子版)。

5. 図書館情報学者の杜撰な見解

①糸賀雅児氏

本稿 2. ①で松岡要さんの主張(2015 年 10 月 22 日、東京新聞)を紹介したが、そこで取り上げられている「図書館経営に詳しい研究者」は、慶應大学教授の糸賀雅児氏である。彼は昨年 10 月 6 日に放送された TBS の「ひるおび！」という番組でいくつか問題発言をしている。「図書館利用者数 なぜ増えているのか?」「財政難にあえぐ自治体で進む図書館民営化」などがテーマだったが、ツタヤ図書館に関わる部分を一つだけ紹介すると、武雄市図書館にも問題点はあると言いつつも「今のところはお客さんも入ってますし、私は基本的には成功しているんだと思います」と評価している。「コンセプトは代官山にある蔦屋書店、これを地方に持って行ったということ」を評価しているらしいが、営利目的の書店のコンセプトを公立図書館に導入することの問題点が全く理解できていない。

ちなみに、この時点では武雄市図書館の杜撰な

選書問題が露呈していたし、糸賀氏もそれを問題点の一つに挙げていたにもかかわらず…。

②根本彰氏

同じく慶應大学教授の根本彰氏は、選書で「問題になった本は購入した本の一部で、ネットやメディアの取り上げ方は大げさとも感じる」「本来、図書館は専門性が高い教育機関と位置付け、自治体が直接運営すべきだが、財政的問題や人を集める施設としての期待から、民間に任せるケースも増えている。民間委託も選択肢ではあると思うが、その場合でも選書を含め、図書館としてのポリシーや技術に習熟した自治体の人間が、全体を管理することが重要だ」と語っている(2015 年 11 月 24 日、佐賀新聞電子版)。

新聞報道なので、額面通りの発言だったか不明だが、それにしても「大げさ」との評価はいかなものか。例えば、武雄市図書館では『公認会計士第 2 次試験 2001』『2009 年の狙い目株』『海外金融商品全ガイド 2001』『浦和 REDS の真実 2002』など古い図書を購入していた。海老名市立中央図書館では『アイミクロンメガネクロス』『スピードサラダおろし』『シリコン製タジン鍋』など、図書というより付録がメインのものを選書していたことなどが問題になった。そのような選書が問題になっているのに、「ネットやメディアの取り上げ方は大げさとも感じる」という根本氏の感覚を疑ってしまう。

「図書館としてのポリシーや技術に習熟した自治体の人間が、全体を管理することが重要だ」との発言も糸賀雅児氏と同じ発想である。指定管理者制度の場合は、管理そのものを指定管理者に委ねる仕組みであるため、「ポリシーや技術に習熟した自治体の人間」が淘汰しかねないのである。

*「No Photo 館内の撮影はご遠慮ください」の置きサインについては、本稿 3. ①で触れたが、次のサイトで 121 枚の館内の画像を見ることができる(「海老名市立図書館がオープン 画像 120 枚で館内を速報」

http://www.huffingtonpost.jp/2015/09/30/ebinshi-sokuho_n_8218716.html)。

信州風樹文庫を訪ねて (一)

—「ツタヤ図書館問題」に関連して

駒田 和幸

本紙「知恵の樹」が図書館に置いてあるのは知っていたが、これまできちんと手にとって読んでみることをあまりしてこなかった。

しかし、いわゆる「ツタヤ図書館」問題が話題になるなか、たまたま本紙に目をやると、武雄市図書館や海老名市中央図書館といったいわゆる「ツタヤ図書館」の問題点が的確に指摘されていることがわかった。それだけでなく、町田の図書館の現状や問題点が具体的に記されており、教えられることが多々あった。日頃、図書館を利用していながら、その運営がどうなっているのか、あるいは予算がどのくらいあるのかといったことなどにあまり関心を払ってこなかったことを反省させられた次第である。

「ツタヤ図書館」問題に対する本紙の論じ方にはたいへん共感を覚えた。というのも両図書館の運営・管理にあたるカルチュア・コンビニエンス・クラブ(CCC)株式会社は、DVD・CD・ビデオ・ゲーム・本・コミックなどをレンタルするTSUTAYAを展開し、町田市内にも数店舗ある。また、蔦屋書店も展開しており、こちらは町田市内にはないが、別の市のある店舗を覗くと、先ず立地は、人びとが行き交う商店街の一角というよりも車の往来の方がさかんな場所にあり、車で来店する人がほとんどのようであった。棚などの配置をみると、カラフルな表紙の雑誌コーナーがまず目に飛び込んでくる。一般の書籍は分野ごとに並べられているが、軽めの本が多く、しかもそれほど冊数があるわけではない。従って棚を巡りながら「あっ、こんな本が出ていたのか」といった、本との思いがけない出会いのドキドキ感はあまり湧いてこない。書店が文化の発信拠点の一つだとすれば、その面で社会に対する問題意識をあまりうかがうことができなかった。

全体として本屋独特の文化的香りといったものが残念ながら希薄のように思えた。どちらかというと、そこはコンビニ同様の空間、あらゆるものが均質化

された商品としてジャンルごとに分類され、それぞれの棚・コーナーに配列されている空間といたらいいだろうか。しかも天井にいくつか監視カメラが設置されており、いまや都市部を席卷している光景と同じ光景を再確認させられた。その意味で、これらは一CCCだけというよりも、多くの書店に共通して見られることかと思う。そして現代では、こうした空間の光景に利便性や安全・安心を感じる人びとが多いのかも知れない。

ということで私には、「ツタヤ図書館」は、図書館の市場化をもたらすのではないか、本来、公共性の高いはずの図書館とは似て非なるものになるのではと、危惧したのである。

そのあたりの問題が本紙でも論じられていたが、他方、『世界』2015年12月号で田井郁久雄氏は、「虚像の民営化『ツタヤ図書館』」という論考を発表され、具体的なデータにもとづいて的確に論じておられる。その上で氏は、公立図書館の基本的役割として「資料を収集・整理・保存し、提供することにより、地域の人たちの教育や学びを向上させ、仕事や暮らし、楽しみなどに役立つこと」をあげておられる。まことにその通りで、このような地味で地道な仕事こそが、実は図書館を利用する地域住民にとって最も有り難いことなのである。

全国には、そのような図書館本来の仕事に励んでおられる図書館がまだまだたくさんある。

そんな図書館の一つ、長野県諏訪市立の「信州風樹文庫」を次号で紹介したいと思う。

「私は一市民ですが、図書館においてある『知恵の樹』を拝読し、その主張に共鳴を覚え、また、いろいろ教えられました。ところで、貴紙に一般市民として投稿できますでしょうか、お尋ね申し上げます」

という駒田さんからのFAXが事務局に届き、是非にと、ご投稿をお願いし、掲載させていただいたエッセーです。

* 会報「知恵の樹」投稿先は、Fax かメール m-mako@k4.dion.ne.jp で。

町田市民文学館 「**児童読物作家 山中恒—子どもと物語で遊ぶ**」展 開催中!

1/16 (土) ~ 3/21 (月) (2階展示室)

ユーモアたっぷり
に
あ
い
わ
せ
さ
れ
た
山
中
恒
さ
ん



【関連イベント】／①2/6(土)14:00~15:30 野上 暁氏(児童文学評論家)講演会「山中恒作品の魅力—子どもに人気の理由を探る」／②2/20(土)15:00~16:00 局田奈都子(俳優)朗読会「耳で楽しむ山中恒の世界」／③2/27(土)13:00~15:30.会場:町田市民フォーラム3階ホール 映画上映&山中恒氏×大林宣彦氏(映画監督)トークショー／④3/6(日)14:00~15:30 山中恒氏講演会「子どもの本のねがい—児童読物作家として」／①③④要申込／問:町田市民文学館ことばらんど(042-739-3420)

児童読物作家という呼称にこだわる山中恒氏は、19年間原町田に住まれ、子どもの文庫活動や読書活動をする市民との交流や障害者の支援活動をするなど、幅広くご活躍でした。展示会前日(1/15(金)15:00~16:00)に開かれた内覧会には山中氏ご本人も出席され、町田での氏を知る人たちと懐かしい話に花が咲いておりました。参加された方から感想を寄せてもらいました。

〈山中恒展 内覧会〉に参加して

子どもの頃、山中恒さんの大ファンで、ファンレターを出してお返事を頂いたという友人を誘って参加しました。セレモニーでは、山中恒さんのお話を伺いました。バイタリティとユーモアに溢れるお人柄を垣間見ることができ、貴重な体験でした。その後、展示室で、『おれがあいつであいつがおれで』などの楽しい作品と共に、「ボクラ少国民シリーズ」に代表される、子ども時代に経験した戦争について描くことで平和の大切さを伝えるたくさんの作品を拝見しました。

是非たくさんの人に見ていただきたい展覧会です。また、子どもの頃に読んでいた山中氏の作品を読み返してみたいと思いました。(市川美奈)

平成 27 年度 東京都多摩地域公立図書館大会

テーマ『三多摩の図書館 これまで これから ~未来へ知識をつなぐために~』

主 催 : 東京都市町村立図書館長協議会

会 場 : 多摩市立関戸公民館 (多摩市関戸 4-72 ヴィータ・コミュニネ 8 階)

日 程 午前 10:00~12:00(受付 9:30)

午後 14:00~16:50(受付 13:30)

第1日 2/2 (火)	開会式 第1分科会:協力担当者会 『多摩地域における相互貸借のあゆみ』 講師 座間直壯氏 (NPO 法人共同保存図書館・多摩理事長、元調布市立図書館長)	第2分科会:児童サービス研究会 『子どもが本と出会うために~地域とともに~』 講師:内藤直子氏(公益財団法人 東京子ども図書館)
第2日 2/3 (水)	第3分科会:障がい者サービス研究会 『子どもたちへマルチメディアで読む喜びを』 講師:矢部 剛氏(公益財団法人伊藤忠記念財団) ※手話通訳あり	第4分科会:三多摩地域資料研究会 『地域資料は図書館を救う ~三資研のこれまでとこれからの照らして~』 講師:蛭田廣一氏(小平市立図書館、元三資研事務局長)
第3日 2/4 (木)	第5分科会:図書館サービス研究会 『図書館のサービスと運営の最新動向』 講師:糸賀雅児氏(慶應義塾大学文学部教授)	第6分科会:館長協議会『多摩地域図書館の可能性 ~未来を担う若い職員のみなさんへ~』 講師:齊藤誠一氏(千葉経済大学短期大学部教授)

参加費:無料

申込方法:当日直接会場へ

問い合わせ:東京都多摩地域公立図書館大会実行委員会事務局

八王子市中央図書館(担当:中村)

TEL 042-664-4321 / FAX 042-662-2789

Eメール b530100@city.hachioji.tokyo.jp





ひろば

定例会 12/22(火) 報告

- ・ 16:30～197号刷(手・増・丸・清)
- ・ 18:00～20:00 中央図書館中集会室

出席: 石井、神尾、久保、佐々木、斎藤、清水、多田、手嶋、増山、丸岡、守谷、山口、渡辺彰

●**会報について**…巻頭言:静岡図書館友の会の草谷さんを通して代表の田中文雄氏に依頼、ご快諾くださる。「リアル図書館戦争…」続編他、掲載記事を確認(⇒図書館協議会委員の市立図書館視察の感想は、まとめて次号に)。

●**静岡図書館見学&図書館サポーターとの交流について**…1/31(日)静岡駅10時集合⇒中央館見学⇒草谷さんの文庫へ⇒御幸町図書館⇒静岡駅解散。

●**図書館ホームページについて**

①都立図書館協力貸出に関する町田市立図書館長名の「お知らせ」が消えた⇒復活を望む。

②図書館協議会の過去の提言書類のHP公開を希望。

③和光大学との協力関係(地域の公立図書館と大学図書館の協力)についての記事が削除されている。再UPを希望(和光大学側のHPにはある)⇒その説明を館長にお願いした(次回報告してもらう)。

●**「すすめる会・例会」の記録について**…取りあえずメモをまとめてすぐMLに流し、発言者から手を入れ

図書館セミナー

「図書館の運営を考えるー武雄市図書館と海老名市立図書館の選書から見えること」

日時:2月13日(土)午後1時半～4時半

場所:日本図書館協会2階研修室

基調講演:手嶋孝典氏(元町田市立図書館長)

報告:井上一夫氏(武雄市図書館・歴史資料館を学習する市民の会)

報告:齊藤大起氏(神奈川新聞記者)

参加費:800円 定員:100名(申込順)

要申込:氏名、所属、連絡先(電話、FAX、E-mailのいずれか)、件名「2.13.図書館セミナー」を記入して、E-mail: kikaku@jla.or.jp or FAX: 03-3523-0841で

主催:日本図書館協会図書館政策企画委員会

問合せ:JLA企画調査部(03-3523-0815)

2015年度第11回(通算105回)
文学館(主催)で楽しむ おとなのためのおはなし会
2016年2月18日(木)10:30～11:30
町田市民文学館 2F大会議室
プログラム

- ・ゆかりの作家「山中 恒」 大澤里子
 - ・語り「かしこいお医者のおやせぐすり」
(タンザニアの昔話) 森まり子
 - ・語り 雪女(小泉八雲) 税所紀子
 - ・三つのオレンジ(イタリアの民話) 西村敦子
直接会場へどうぞ! 保育有
- 問合せ:町田市民文学館 ☎042-739-3420

てもらい、1週間で確定する。

●**図書館六分会協議会との話し合いについて**(手嶋)…今年度中にやりたい。代表・副代表・他、これからメンバー(少人数)を検討する。

●**子どもセンターばお分館(児童青少年課の施設)での図書館サービスについて**(鈴木真/欠席のためメール報告)…11/26の第4回図書館協議会定例会で図書館がどのように関わっているのか等を館長に質問、以下の回答を得た/施設内の各コーナー(例:飲食スペース)では、絵本(例:「不思議の国のアリスのお茶会」と結びつけるといった企画は、児童青少年課でやっている/児童青少年課の予算で本を購入、選書の際は図書館が相談に乗ることになっている/図書館は、リサイクル本の提供の協力をする/1/12からの図書館の予約貸出・返却サービス(小山市民センターと同様に)の開始に伴い児童青少年課の嘱託員にその教育をする予定。

● **その他**

・としょかん子どもまつり(全市立図書館・文学館で3/24～27開催)…1/19にチラシが出来、図書館・子ども関連施設等に配布、手に取り是非ご覧ください。

・かえで文庫のその後について…(前号参照)

・嘱託労働・団交の報告…要求に対する市側の回答は不十分。要求全体を外に出して情報を共有し知ってもらうことでこの状況を打開したい。<上林陽治氏『非正規公務員の現在』が参考になる。(山口)>

・**学校図書館を考える会**…連続講座終了。子どもまつり26日午後・絵本作家「杉山かなよワークショップ」を開く。学童などへ案内したい。

・**多摩地域公立図書館大会開催のお知らせ**(5p)

あとがき この会報は550部印刷をし、市民の皆様にも読んでいただこうと教育委員会管轄の各公共施設に置かせて頂いています。その反応があるのは嬉しいことです(p4参照)。今年もよろしくお祈りします。(M4)